

## 4 県立高等学校の適正規模・適正配置

### (1) 県立高等学校の適正規模

中学校卒業者の減少の結果、県立高等学校全日制課程においては、平成14年3月から平成22年3月までの間に106学級程度の学級減が必要になると見込まれます。(別表参照)

これに対し学級減のみで対応した場合、学校の小規模化を招くことになり、生徒の多様な希望に応じた教育課程の編成が十分にできない状況が生じることや、学校行事や部活動等において十分な教育効果が期待できないことなどが懸念されます。

したがって、生徒間における多様な個性の触れ合いや切磋琢磨の機会を確保し、学校の活力を維持するためには、学校には一定以上の規模が必要であると考えられます。

この学校の規模としては、1学年当たり4学級から8学級を適正としている県や6学級から8学級を適正としている県が大半であり、本県においては、生徒減少の中で適正な学級数の下限を6学級から4学級に引き下げることがはやむを得ないとする平成12年2月の茨城県高等学校審議会答申に基づいて、1学年4学級から8学級までを適正と考えます。

また、学級編制については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づいて、1学級は40人を標準とします。したがって、適正規模は、1学年当たりの生徒数は160人から320人、学校全体では480人から960人となります。

### (2) 県立高等学校の統合

現在111校ある県立高等学校において、適正規模の維持が見込まれない学校については、統合を検討する対象とします。

また、統合した方が該当する学校の教育力の向上が期待される場合は、適正規模にかかわらず検討の対象とします。

統合する際には、以下の点に配慮して進めるものとします。

- ① 統合は、一方が他方を吸収するものではなく、新たな学校を創設するという観点から、充実した教育を展開できるよう教育条件の整備を図ります。
- ② 統合する高等学校については、総合学科、単位制高等学校などに改編することも検討します。
- ③ 統合する高等学校においては、学校行事等それぞれの学校の伝統ができるだけ受け継がれるように配慮するとともに、学校の名称も工夫します。

### (3) 県立高等学校の適正配置

県立高等学校の配置については、生徒、保護者の学校選択幅を拡大するため、時代の進展や多様な生徒のニーズに対応した魅力ある学科を持つ学校や、総合学科や単位制高等学校など新しいタイプの高等学校、定時制課程・通信制課程などの多様な特色ある高等学校を、通学できる範囲の中に学科のバランスについても配慮しながら、適切に配置することに努めていきます。

なお、学校選択の自由を確保しながら志願者の均衡を図ることなどにおいて、現行の通学区域制度は有効に機能し定着をみている状況にあり、県立高等学校の適正配置を考えるに当たっては、現在の5通学区域を基本として行うこととします。

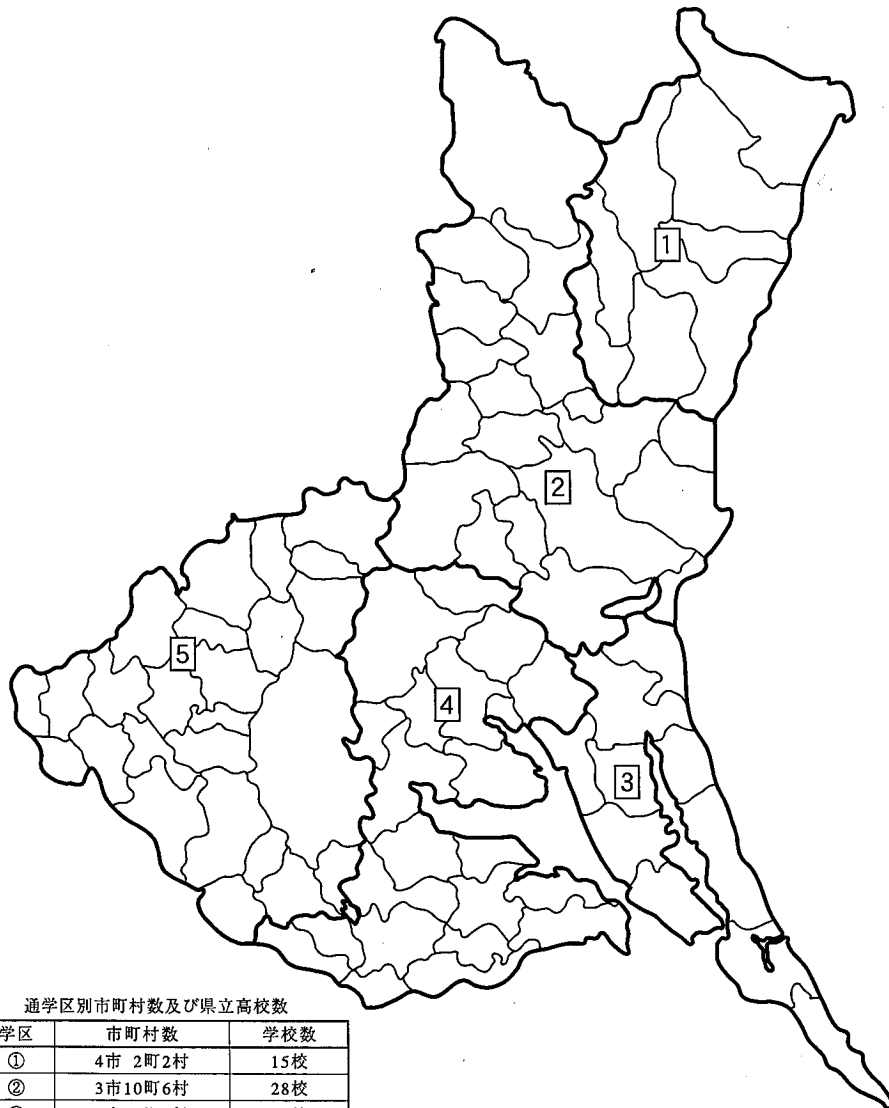
【別表】

県立高等学校全日制課程通学区別募集定員と学級数の見込み

卒業年月	項目	第1通学区	第2通学区	第3通学区	第4通学区	第5通学区	全 体
平成14年 3月卒業	中学校卒業生数	4,175	8,318	3,439	8,840	10,370	35,142
	募集定員	3,385	5,670	2,720	5,740	7,960	25,475
	学級数 A	85	142	68	144	199	638
平成22年 3月卒業	中学校卒業生数	3,320	7,362	2,870	7,594	9,118	30,264
	募集定員	2,633	4,897	2,204	4,765	6,675	21,174
	学級数 B	66	123	56	120	167	532
B - A		▲19	▲19	▲12	▲24	▲32	▲106

【参考】

茨城県立高等学校通学区区域図



通学区別市町村数及び県立高校数

学区	市町村数	学校数
①	4市 2町2村	15校
②	3市10町6村	28校
③	2市 6町2村	11校
④	5市13町4村	23校
⑤	8市14町3村	34校